

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認愛知地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	19 件
国民年金関係	14 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	33 件
国民年金関係	18 件
厚生年金関係	15 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から37年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

「ねんきん特別便」が送られて来て、国民年金に未納期間があることが分かった。私は昭和35年に町内の人から、36年4月から国民年金が開始されることを聞き、元夫と二人分の加入手続をし、保険料を納付していた。36年3月に転居、5月に長子を出産予定であったため、よく記憶している。国民年金の保険料を滞納した記憶は無く、申立期間に未納があるのは納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間において、申立期間を除く昭和39年4月から54年11月までの15年余りにわたり未納は無く、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、社会保険庁の記録をみると、申立人及び申立人の元夫の国民年金手帳記号番号は昭和36年3月に連番で払い出されており、夫婦一緒に国民年金に加入したとする申立人の主張と一致する。

さらに、その後、申立人の元夫の厚生年金保険加入に伴い、申立人及び申立人の元夫共に昭和37年3月12日に国民年金被保険者資格を喪失しているが、この国民年金加入期間において、申立人が一緒に保険料を納付したとする申立人の元夫は納付済みとなっていることから、申立人のみが国民年金加入後、一度も保険料を納付しなかったとは考え難く、申立人はこの期間については、申立人の元夫と共に保険料を納付したものと推認できる。

一方、申立期間のうち申立人が国民年金被保険者資格を喪失した昭和37年3月以降については、申立人の元夫が厚生年金保険の資格を喪失した直後の

39年4月1日に国民年金被保険者資格を再取得するまで、申立人が国民年金任意加入資格取得手続を行った形跡は見当たらないことから、この期間において申立人は国民年金未加入となり、申立人がこの期間の保険料を納付したとは考え難い。

加えて、申立人がこの期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から37年2月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで  
② 昭和38年4月から39年3月まで

私については、昭和36年4月から37年3月までの期間及び38年4月から39年3月までの期間、また、妻については、36年4月から38年3月までの期間の国民年金保険料が未納とされている。二人一緒に毎回、A市の集金人に支払っていたのに、未納期間があるのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和37年4月12日に夫婦連番で払い出されており、申立人夫婦共に、このころ国民年金の加入手続を行ったものとみられる。

申立人は、夫婦一緒に集金人に保険料を納付したとしており、A市では、昭和37年11月から国民年金推進員(集金人)による保険料徴収を行っていることが確認できる上、申立期間のうち38年4月から39年3月までの期間については、申立人の妻は納付済みとされていることから、申立人のみが未納とされているのは不自然である。

一方、申立期間のうち、昭和36年4月から37年3月までの期間については、一緒に納付したとする申立人の妻も未納とされている上、当時、A市においては国民年金推進員(集金人)による保険料徴収は行われておらず、申立人の主張と相違する。

また、申立人には集金以外の方法で申立期間の保険料を納付した記憶は無いほか、国民年金推進員(集金人)による保険料徴収が開始された昭和37年11月の時点で、当該期間の保険料は過年度分となるが、国民年金推進員(集金人)

には過年度分の保険料を納付することはできなかった。

さらに、申立人がこの期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月から39年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

私については、昭和36年4月から38年3月までの期間、また、夫については、36年4月から37年3月までの期間及び38年4月から39年3月までの期間の国民年金保険料が未納とされている。二人一緒に毎回、A市の集金人に支払っていたのに、未納期間があるのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和37年4月12日に夫婦連番で払い出されており、申立人夫婦共に、このころ国民年金の加入手続を行ったものとみられる。

申立人は、夫婦一緒に集金人に保険料を納付したとしており、A市では、昭和37年11月から国民年金推進員（集金人）による保険料徴収を行っていることが確認できる上、申立期間のうち37年4月から38年3月までの期間については、申立人の夫は納付済みとされていることから、申立人のみが未納とされているのは不自然である。

一方、申立期間のうち、昭和36年4月から37年3月までの期間については、一緒に納付したとする申立人の夫も未納とされている上、当時、A市においては国民年金推進員（集金人）による保険料徴収は行われておらず、申立人の主張と相違する。

また、申立人には集金以外の方法で申立期間の保険料を納付した記憶は無いほか、国民年金推進員（集金人）による保険料徴収が開始された昭和37年11月の時点で、当該期間の保険料は過年度分となるが、国民年金推進員（集金人）には過年度分の保険料を納付することはできなかった。

さらに、申立人がこの期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から38年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年10月から同年12月までの期間及び55年10月から56年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、平成6年10月から7年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年10月から同年12月まで  
② 昭和55年10月から57年12月まで  
③ 昭和61年12月から62年11月まで  
④ 昭和63年12月から平成4年6月まで  
⑤ 平成6年10月から7年6月まで

申立期間①及び②の当時の国民年金保険料は、集金人に前の夫が私の分と一緒に納付しており、免除申請したことも無い。未納とした保険料は納付書により銀行で納付していたので、前の夫が納付となっており、私が未納あるいは免除とされているのは納付できない。

また、申立期間③は、離婚後の期間で、会社を退職後、失業保険を受給し、毎月、自宅に来た集金人に国民年金保険料を納付し、国民年金手帳にスタンプを押してもらった。不在の時は、納付書により銀行で納付し領収書を受領していた。免除を申請した覚えが無く、申請免除となっているのは納付できない。

さらに、申立期間④及び⑤の当時は、飲食店の開店のため、お金に余裕が無く、毎年、保険料の免除を申請していたので、この期間の保険料が免除ではなく、未納とされていることは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、及び②のうち昭和55年10月から56年3月までの期間（以



下、「当該申立期間」という。)について、47年12月に申立人及びその元夫が国民年金の資格を取得して以降、56年3月までは、当該申立期間を除き、過年度納付期間(47年12月から48年3月まで)や未納期間(昭和49年度)が両者で同一であり、申立人及びその元夫と一緒に保険料を納付していた状況がうかがわれる。

また、申立人は、その元夫から、昭和56年7月ごろ、未納としていた夫婦二人の国民年金保険料約6万円を過年度納付したことがあると聞いたとしており、その額は、当該申立期間の二人分の保険料額(約6万5,000円)と合致する。

さらに、社会保険庁が保管する被保険者台帳(マイクロフィルム)により、申立人の元夫は、離婚前の昭和56年7月に当該申立期間の国民年金保険料を過年度納付したことが確認でき、申立人のみが当該申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

- 2 申立期間⑤のうち、平成6年10月から7年3月までについて、社会保険庁のオンラインシステム記録では、6年5月31日に、同年4月から同年9月までの国民年金保険料の免除を申請したことが記録されている。

しかし、申立人は、平成4年7月から国民年金保険料を免除されており、5年5月には、平成5年度全体について免除を申請していることから、その翌年の6年5月に、6年度のうち一部の期間の保険料の免除のみ申請したとするのは不自然である。

- 3 申立期間②のうち昭和56年4月から57年12月までの期間、③、④、及び⑤のうち平成7年4月から同年6月までの期間について、申立人は、社会保険庁が申請免除と記録している期間は、免除を申請しておらず納付していたとしており、社会保険庁が未納と記録している期間は、保険料の免除を申請していたとしている。

しかし、国民年金保険料の免除申請は毎年度行い、納付は毎月行っていたとする申立人の主張どおりであれば、これら申立期間中に6回行われたこととなる保険料の免除申請や複数回の保険料納付のすべてにおいて、行政が事務手続を誤り、免除申請があったにもかかわらず当該期間を未納と記録し、その一方で、保険料が納付された期間を免除と記録したとは考え難い。

また、社会保険庁が保管する申立人の被保険者台帳(マイクロフィルム)には、申立期間②のうち昭和56年4月から57年12月までの期間の国民年金保険料は申請免除と記載されているほか、同庁のオンラインシステム記録では、申立期間③の保険料の免除申請日等が記録されており、これらの記録内容に不自然な点は見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金保険料の納付方法について、集金人に納付書と現金を渡し国民年金手帳に押印してもらっていたなどと説明しているが、A市においては、集金人制度は昭和53年度末で廃止され、これら申立期間

当時は、納付書による金融機関での納付とされており、申立人が説明する納付方法と著しく相違する。

加えて、申立人は、申立期間⑤のうち平成7年4月から同年6月までの期間については、免除申請はがきが来たので、そのはがきに回答を書き、返信していたと述べているが、記録では、当該期間の直前の6年10月から7年3月までの期間は未納とされており、前年度免除者に対し、免除申請勸奨状を送付していたとするA市の方式からすると、7年4月には勸奨状は送付されなかった可能性がうかがえる。

4 申立期間②のうち昭和56年4月から57年12月までの期間及び申立期間③について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

5 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年10月から同年12月までの期間及び55年10月から56年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、平成6年10月から7年3月までの国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年7月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年7月から同年10月まで

申立期間の国民年金保険料は、資格喪失届の提出と同時に納付した。その時、町役場の職員からすべての未納保険料の清算が完了し、喪失届も済んだので、次回からは督促の連絡は行かないので大丈夫と言われた。今までの生活の中で納付すべきものを納付しなかったことは無いので、申立期間が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の任意加入の資格喪失の手續に町役場を訪れた際に、資格喪失前の申立期間の保険料を一括納付したと説明しており、納付に至った経緯及び納付方法の説明に不自然な点は見受けられない。

また、申立人は、昭和51年12月から54年10月までの任意加入期間中、申立期間を除く31か月の保険料をすべて現年度納付しており、申立期間の4か月の保険料のみ未納としたとするのは不自然である。

さらに、従前の社会保険庁の記録では、昭和51年12月から52年3月までの国民年金保険料は未納と記録されていたが、当該期間の保険料が納付済みであることを示す領収書を申立人が所持していること、及びA町の被保険者名簿では当該期間は納付済みと記録されていることから、平成19年6月に納付記録が訂正されており、行政における申立人の年金記録管理に適正を欠いていた状況が見受けられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から同年7月まで

国民年金制度が昭和36年4月から始まり、最初は保険料を納付していなかった。47年ごろ、町役場から、申立期間が未納とのはがきが夫と私に送付されてきたため、一緒にA社会保険事務所で納付したので、私だけ未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫は、申立人の申立期間を除き、国民年金加入期間のすべての保険料を納付している。

また、申立人は、厚生年金保険（第2号被保険者）から国民年金（第1号被保険者）への種別変更手続を適切に行い、保険料も納付しているほか、申立人の夫も、申立人が厚生年金保険に加入したことに伴う任意加入手続を適切に行い、すべての期間の保険料を納付しているなど、夫婦は、国民年金制度への理解及び保険料納付意識が高かったものと認められる。

さらに、申立人は、昭和47年ごろに、町役場からの通知を受けて、夫婦二人でA社会保険事務所を訪れ、夫婦二人の申立期間の国民年金保険料を納付したことを具体的に説明している。

加えて、申立人の夫が所持する領収書により、申立人の説明のとおり、その夫が、第1回特例納付により、A社会保険事務所で申立期間の国民年金保険料を納付したことが確認でき、夫婦が、申立人の夫の申立期間の保険料のみ特例納付し、申立人の保険料については納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年2月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年2月から同年8月まで

私は結婚する昭和37年8月までは実家に住んでおり、私の国民年金保険料も母親が納付してくれていたと聞いていた。ずいぶん昔のことなので、納付の事実が確認できる資料は残っていないが、申立期間の保険料が納付されていたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人の母親は、昭和36年4月から任意加入し、申立期間を含む保険料を納付しており、申立人の母親の保険料納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和36年ごろに払い出され、同年4月から37年1月までの保険料は納付されていることが確認できる。

さらに、申立人は、婚姻のためA村からB市へ転居したのが昭和37年9月（婚姻届出日は同年11月）であるので、その直前の同年8月までの保険料を申立人の母親が納付していたと説明している。この点については、社会保険庁が保管する申立人の被保険者台帳（マイクロフィルム）に、申立人は、同年9月14日に国民年金の資格を喪失したことが記録されていることと符合し、申立人の母親が、申立人の資格取得及び喪失の手続を行い、36年4月から37年1月までの保険料を納付したにもかかわらず、申立期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から59年3月まで

昭和52年3月から麻雀荘の営業を始めた。当時は麻雀荘も繁盛しており、そんなにお金に困っていなかった。国民年金の加入手続は元妻がA町役場で行い、保険料も、元妻が同町役場の窓口で納付書により納付していた。保険料免除とされている期間があるが、免除の書類など見たことが無いので、申立期間の保険料が未納、免除とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険加入期間により年金受給権を有していたが、昭和52年10月に国民年金に任意加入しており、加入当時の保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、国民年金に任意加入後、昭和53年6月に資格喪失するまでの間の8か月のうち6か月の保険料を納付しており、資格喪失前の53年4月及び同年5月の保険料のみ未納としたとするのは不自然である。

一方、申立人は、申立期間の国民年金の加入手続や保険料の納付に関与しておらず、これらを行っていたとする申立人の元の妻は、資格の喪失や再取得、保険料の免除申請の手続は行ったことは無く、申立期間当時に保険料を納付していたと説明している。

しかし、社会保険庁が保管する申立人及びその元の妻の被保険者台帳（マイクロフィルム）には、昭和53年6月1日に任意加入の資格を喪失し、同年9月1日に強制加入として再加入したことが記録されている上、申立人の元の妻の被保険者台帳の記録から、同年9月の強制加入の資格取得は、57年9月に社会保険事務所から社会保険庁に進達されたことが確認できる。

このことから、申立人の元の妻は、昭和 57 年 9 月ごろに、自分と申立人の国民年金の再加入手続を行い、その際、53 年 9 月までさかのぼって資格取得したものと推認され、申立期間のうち同年 6 月から 57 年 8 月までの間は、その当時には国民年金に加入しておらず、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人の国民年金の再加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間のうち昭和 55 年 7 月から 57 年 3 月までの保険料を過年度納付することが可能であったが、申立人の元の妻も当該期間のうち同年 1 月から同年 3 月までを除いて未納と記録されている上、町役場で現年度納付したとするのみであるなど、当該期間の保険料が過年度納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

加えて、申立人及びその元の妻の被保険者台帳では、昭和 57 年度及び 58 年度の国民年金保険料は申請免除と記載されており、その記載内容に不自然な点は見受けられない。

その上、申立人の元の妻は、申立期間のうち昭和 57 年 1 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料は納付済みと記録されており、申立人の納付記録と異なっているが、当該期間の保険料は、申立人とその元の妻が離婚（同年 4 月 6 日）し、元の妻が A 町から B 市 C 区へ転居した後に、同区で払い出された別の国民年金手帳記号番号により、同年 4 月 23 日に納付されたものであることが、申立人の元の妻の被保険者台帳から確認できる。このため、当該期間の保険料を申立人の元の妻が納付していることをもって、申立人も納付していたとは言えない。

そのほか、申立人が、申立期間のうち昭和 53 年 6 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月から同年3月まで

私が国民年金に加入していた期間については、納付書が届いた都度、必ず自分で納付していた。

保険料が未納となっているのであれば行政機関から納付するよう何か送られてくるはずだが、そのような記憶も無いので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である上、申立人は現在までにおいて国民年金と厚生年金保険との切替手続について複数回行うべき必要性があったところ、申立期間と申し立てていない1か月を除いて適正にこれを行い、保険料も納付していることから、申立人の保険料納付意識は高かったと推認される。

また、申立人が所持する制度共通の年金手帳を見ると、申立人は昭和51年3月に婚姻した際の氏名及び住所変更を52年9月3日に変更手続しており、同手帳の「国民年金の記録(1)」における資格取得日及び喪失日の欄には、申立期間である同年1月28日資格取得、同年4月1日資格喪失の資格記録があり、申立人が変更手続を行ったA区役所の処理印が押印されている。このため、申立期間は過年度納付となるが、申立期間直後の厚生年金保険被保険者期間を挟んで、申立人が再度、国民年金へ加入した同年9月分について申立人は現年度納付している。申立人はその後、同年10月に再度、厚生年金保険被保険者となっており、申立人の生活に大きな変化は無かったと考えられることから、申立人は申立期間について過年度納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年1月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年1月から54年12月まで  
② 平成16年7月及び同年8月

私は、国民年金保険料の納付についての詳細な記憶は無いものの、昭和53年1月から54年12月まで、当時、住んでいたA市の銀行で国民年金保険料を納めていたので、未納となっているのは納得できない。

また、平成16年7月から17年6月までの期間について、A市役所で免除申請をし、この時、16年8月に満60歳に達する夫の分と共に免除申請をしたにもかかわらず、夫の分だけが免除となっており、私の同年7月及び8月の保険料が免除されていないのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 A市が保存する申立人の国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間前の昭和51年1月から同年6月までの保険料について55年3月31日に、51年7月から52年12月までの保険料について55年7月5日に、それぞれ納付されたことが記録されていることから、申立人は第3回特例納付期間（53年7月から55年6月まで実施、53年3月分まで特例納付可能）中にこれらの期間の保険料を特例納付していることが確認できる。

また、同名簿には、「9万6,000」と「3万9,360」のメモがあるため、A市へこの内容について照会したところ、昭和55年当時、同市では、被保険者に対して特例納付の相談を行っており、名簿の記載から考えて、申立人が同年3月ごろに特例納付の相談を行うため同市役所を訪れ、担当者が申立人へ51年1月から52年12月までの保険料を特例納付した場合の保険料額9万6,000円（4,000円×24か月）及び53年1月から54年3月までの保険

料を過年度納付した場合の保険料額 3 万 9,360 円 (2,200 円 × 3 か月と 2,730 円 × 12 か月) を説明した際に記載したものと考えられると回答している。同市では、特例納付の納付書は市役所で交付したが、過年度納付については社会保険事務所へ連絡し、社会保険事務所から被保険者へ送付していたと考えられるとも回答している。こうした経緯や申立人が 51 年 1 月から 52 年 12 月までの保険料を特例納付していること等を併せ考えれば、55 年当時における申立人の保険料納付意欲は高かったと推測され、申立人が申立期間のうち 53 年 1 月から 54 年 3 月までの保険料について、納付したと考えても不自然ではない。

しかしながら、昭和 54 年 4 月から同年 12 月まで (以下この項で「この期間」という。) については、申立人が特例納付の相談を行った 55 年 3 月ごろと同じ昭和 54 年度であり、この期間は現年度納付になると考えられるものの、社会保険庁の記録では、申立人はこの期間と同じ年度である 55 年 1 月から同年 3 月までの分を、時効完成間際の 57 年 5 月 14 日に納付している。

さらに、これ以後も 3 年度分について過年度納付し、このほかに申立人がこの期間の保険料について納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことから、この期間の保険料については、時効により過年度納付できなかったと考えるのが自然である。

2 申立期間②について、申立人は、A 市において、その夫と共に免除申請を行ったと主張しており、夫については平成 16 年 7 月分が免除されているものの、申立人は B 市への転居と同月の同年 10 月に同市 C 区役所へ免除申請書を提出しており、同年 9 月から 17 年 7 月までの保険料について免除されていることが確認できる。免除申請について、社会保険庁へ照会したところ、前住所地で免除申請が行われた場合、審査が終了し免除がされておれば、このように再び免除申請書を提出する必要は無く、また、審査が未了である場合でも、申請書は転居先を管轄する社会保険事務所へ送付されることから、同様に免除申請書を提出する必要は無いとの回答であった。このほかに、申立人が A 市で免除申請を行ったことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人は同市において免除申請を行っていないと考えられるのが自然である。

3 申立人が申立期間①のうち昭和 54 年 4 月から同年 12 月までの保険料を納付していたことを示す関連資料 (確定申告書、家計簿等) は無く、申立期間②の保険料について A 市で免除を受けていたことを示す関連資料 (免除承認書等) も無い。また、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 1 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正する必要がある。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から38年3月まで  
② 昭和42年4月から44年3月まで

申立期間①については、当時、A市B区C町に住んでいたが、私と元夫の国民年金保険料を、私が自宅に来ていた集金人に納付していた記憶がある。昭和41年12月に元夫といったん離婚し、住所だけを同区D町へ移し、その後、42年8月にE町へ転居した。元夫は39年ごろにFへ行ってしまい、2、3年間は一緒に暮らしていなかったが、その後、42年8月からE町で一緒に暮らし、44年8月に再婚した。離婚や再婚、転居時に国民年金関係手続をしたかどうかは記憶に無い。

E町では、保険料は自治会の班長にほかの税金と一緒に納付していた記憶がある。これらのことから、納付した金額についての記憶や納付したことを示す資料は無いものの、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②のうち昭和42年4月から43年3月まで（以下、この項で「この期間」という。）について、申立人は、41年12月に形式的に離婚したものの、実際は保険料もそれまでどおりその元夫の分と共に納付していたと主張しており、この期間当時、E町の自治会の班長に保険料を納付していたとする申立人の主張は当時の同町での保険料収納方法と一致する。

また、申立人が共に保険料を納付していたとするその元夫のこの期間の保険料は納付済みであることから、申立人はこの期間の保険料を元夫と共に納付していたと考えるのが自然である。

2 しかしながら、申立期間①、及び②のうち昭和43年4月から44年3月ま

での期間（以下、この項で「これらの期間」という。）について、申立人は、転籍及び転出入を繰り返しているため、これらの期間当時の住所の変遷が不明であり、市町村への調査を行うことができない。

また、申立人が共に保険料を納付したとするその元夫も既に亡くなっていることから、これらの期間当時の納付状況について確認することができない上、その元夫もこれらの期間は未納である。

さらに、申立人がこれらの期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人がこれらの期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書・家計簿等）は無い上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から43年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正する必要がある。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から38年3月まで

私は、申立期間前から厚生年金保険の適用されない個人商店に勤務していた。このため、父親が私の国民年金加入手続をしてくれた。私は昭和36年5月に婚姻したので、それ以降の保険料については集金人に3か月分ずつ、私が納付した記憶がある。このため、申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月から国民年金の資格をいったん喪失する前の57年3月まで（以下、この項で「当該期間」という。）について、申立期間以外に保険料の未納は無い上、申立人の戸籍の附票によれば、申立人が当該期間に転居したことも認められない。

また、申立人の夫の年金記録によれば、申立人の夫も当該期間は同一の事業所に勤務していることが確認できる。これらのことから、申立期間当時において、申立人の生活状況に変化は無かったと推測され、申立期間のみが未納となっていることは不自然であると考えられる。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を3か月分ごとに集金人に納付したとしている。A市において国民年金推進員（集金人）制度が開始されたのは、申立期間途中の昭和37年11月ではあるものの、その収納期間の間隔は3か月ごとであり、申立人の主張とおおむね一致する。

加えて、申立期間は12か月と比較的短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から49年3月まで

私はA市の町内会役員の勧めで昭和41年10月に国民年金へ任意加入(途中、強制加入へ種別変更)した。申立期間は商売の都合で、私と元夫共に保険料の納付が遅れてしまったので、私が翌年の49年9月4日にB信用金庫C支店で、社会保険事務所から発行された3枚つづりの納付書を使って二人の保険料(一人分は7,650円)を納付した。このため、申立期間について元夫が納付済みとなっているのにもかかわらず、私が未納となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年10月6日に任意加入被保険者として国民年金に加入した以降、60歳到達の前月まで、申立期間を除き国民年金保険料の未納は無い。

また、申立人は、現在、共に申立期間の保険料を納付したとするその夫の領収書のみ所持しているが、申立人は当時、家計及び家業の一切を申立人が管理し、保険料も申立人が夫婦二人分を納付していたと主張していることから、申立人がその夫の分と共に申立人の申立期間の保険料を納付したと考えても、あながち不自然ではない。

さらに、申立人は、社会保険庁から発行された納付書について、当時から使用されていた3枚つづりであったと記憶しており、申立人が申立期間の保険料を納付したとするB信用金庫C支店は、申立期間当時においても過年度保険料の収納事務を取り扱っていたことが確認できたことから、申立人の記憶は確からしいと推測される。

加えて、申立期間は12か月と比較的短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年7月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年6月から41年3月まで

私は昭和40年6月に会社を退職し、厚生年金保険と健康保険の資格を喪失した。申立期間当時、私は病気がちの祖母を扶養しており、国民健康保険に加入する必要があったので、A市B区役所で国民健康保険に加入した記憶がある。この時、区役所窓口で国民年金にも加入するよう言われたため、国民年金にも加入した記憶がある。加入してからの保険料納付については母親に任せていたので、どのように納付していたのかは分からない。

しかし、申立期間の保険料について、母親は間違いなく納付していたと思うので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその母親の国民年金手帳記号番号は連番で昭和42年3月14日に払い出されており、申立人が所持する国民年金手帳の発行日は同年4月3日で、これによれば、同日に昭和41年度の保険料を一括納付していることが確認できる。

また、申立人の資格取得日は、当初、昭和40年6月30日で強制加入となっており、払出日を基準とすると、申立期間は保険料を納付可能な期間である。

さらに、申立人の母親の資格取得日は昭和37年5月30日で強制加入となっており、申立人の母親の40年6月から41年3月までの保険料は納付済みとなっている。

加えて、申立人は、申立期間後の厚生年金保険被保険者期間である昭和43年11月から45年2月までの期間（平成12年8月に還付）及び昭和45年4月から同年9月までの期間（45年12月に還付）の保険料の還付を受けている。

このことから、申立人は保険料納付に関与していないものの、その母親は申立人の保険料を間断無く納付していたものと推認され、前述した申立人の母親の昭和40年6月から41年3月までの保険料が納付済みとなっていることから、申立人の母親が申立人の申立期間の保険料を納付したと考えることも不自然ではない。

しかしながら、申立人の資格取得日は、平成12年に厚生年金保険の記録と照合した結果、昭和40年6月30日から同年7月1日に訂正されており、同年6月は国民年金の被保険者となり得る期間ではないことは明らかであることから、国民年金の納付済期間への記録訂正を行うことはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年7月から41年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年8月から43年4月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年5月1日に訂正し、42年8月から43年4月までの標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年5月1日から同年7月1日まで  
② 昭和42年8月15日から43年8月30日まで

前の職場で一緒だった同僚に誘われて、A社に入社した。結婚後、体調を崩すまで1、2年は働いたと思う。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、社会保険事務所の記録では、申立人は、A社において昭和42年7月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年8月15日に資格を喪失したものとされている。

しかしながら、A社における当時の複数の同僚が、「申立人は1、2か月というような短期間では辞めておらず、1、2年は在籍していた。」と証言している。

また、他の同僚の妻も、「用事がある時にA社に行ったが、申立人がいたことを覚えている。1年か2年はいたように思う。夫から、申立人は在職中に結婚したと聞いた覚えがある。」と証言している。

さらに、申立人は、「公営住宅が当たったため、結婚前の昭和42年9月3日に引っ越して同居したが、結婚式も挙げていないのに籍を入れたとは会社に言えないと夫に言われた。結婚後は、夫の仕事が忙しく、毎日、夜中まで待つて

いて疲れがたまり、フルタイムの勤務がきつくなつたので仕事を辞めた。」と証言しており、この事実経過の説明は、具体性があり、かつ43年4月に結婚し、同年6月1日に入籍していることとも符合し、信憑性も認められることから、申立人は、少なくとも結婚式を挙げた同年4月まではA社に勤務していたことを認めることができる。

加えて、当時、A社の社会保険事務を担当していた同僚は、「A社は正社員として雇用した者全員について、給与から厚生年金保険料の控除を行っており、申立人も正社員として、入社から退職まで勤務形態及び業務内容に変更は無かった。」と証言している上、申立人の後任者についても、厚生年金保険の加入記録が確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、昭和43年4月まで厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることができる。

一方、申立期間②のうち、昭和43年5月1日から同年8月30日までの期間については、厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、当該期間の厚生年金保険料の控除を認めることはできない。

また、昭和42年8月から43年4月までの標準報酬月額については、社会保険事務所の42年7月の申立人の記録及び同僚の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

申立期間①については、申立人をA社に誘った同僚の厚生年金保険の記録が、申立人の資格取得日と同日である昭和42年7月1日になっており、申立人を当該同僚に先んじて厚生年金保険に加入させる取扱いをするとは考え難いことから、当該期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年10月から45年12月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を43年10月1日に、資格喪失日に係る記録を46年1月1日に訂正するとともに、申立期間の標準報酬月額を43年10月から44年9月までは3万6,000円、同年10月から45年3月までは3万9,000円、同年4月から同年12月までは4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 9 月 ごろ から 46 年 1 月 ごろ まで

私は、昭和 38 年 8 月に A 社に就職し、41 年 3 月に退職したが、再度、申立期間についても同社に勤務した。いつからいつまで勤務していたか、具体的な記憶は無いが、前の会社を辞めてから 4 か月から 5 か月後に入社し、退職して次の会社に勤務するまでも数か月の期間があったと記憶している。いずれにしても、同社に 2 年以上は勤務していたことは間違いない。

また、A 社は運送会社であり、一回目の勤務の時は運転免許が無かったので助手をしていたが、二回目は運転免許を取得した後で運転手をしていた。一回目の勤務については厚生年金保険の記録があるのに、申立期間である二回目について厚生年金保険の記録が無いのは納得できないので、被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している複数の同僚は、申立人が申立期間当時に A 社において運転手として勤務していたとしていることから、申立人が申立期間当時に同社に勤務していたことが認められる。

また、社会保険事務所の記録によると、申立人と同じ運転手の職種であった同僚 4 人を含む申立人が記憶している同僚は、いずれも A 社における厚生年金保険の加入記録が確認できるとともに、申立期間当時に同社において厚生年金保険に係る事務を担当していた者は、「申立人が厚生年金保険に加入していたとする確かな記憶は無いものの、A 社では正社員は厚生年金保険に加入させて

おり、申立人は正社員として勤務していたので、厚生年金保険には加入していたと思われる。また、2年以上も保険に加入させないことはなかった。」と証言している。

さらに、申立期間当時のA社の厚生年金保険の被保険者記録をみると、同社と前職との間に空白期間がある者はほとんどいないことから、申立期間当時、同社は入社後速やかに厚生年金保険の加入手続を行っていたことが推認できる。

なお、申立人はA社の在籍期間に係る具体的な記憶は無く、「B社退職後4か月から5か月で入社し、退職後、数か月で再度、B社に入社した。」と証言しているところ、社会保険事務所の記録によると、B社の資格喪失日は昭和43年5月1日、同社の二度目の資格取得日は46年4月1日であることが確認できる。

また、申立人は、助手であったと記憶している同僚について、自分の入社後、しばらくしてから入社してきたが、運転免許を持っていなかったため、自分の助手をしてもらっていたと記憶しており、当該同僚も申立人の助手をしていたと証言しているところ、社会保険事務所の記録によると、当該同僚の資格取得日は昭和43年11月1日であることが確認できる。

さらに、同僚の中に、「自分は昭和46年1月に結婚したが、申立人はその少し前に辞めたと記憶している。」と証言している者がいることから、申立人は、申立期間のうち、少なくとも43年10月ごろから46年1月ごろまで同社に勤務していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年10月1日から46年1月1日までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における申立人の同僚の記録から判断すると、昭和43年10月から44年9月までは3万6,000円、同年10月から45年3月までは3万9,000円、同年4月から同年12月までは4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、確認できる関連資料及び周辺事情は無いものの、申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられず、また、仮に事業主から申立人の申立てどおりに被保険者資格の取得に係る届出が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和43年10月から45年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社B支社における資格取得日は昭和19年10月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額は、50円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年5月1日から20年7月1日まで  
年金記録を確認したところ、A社B支社に勤務していた申立期間については、記録が無いことが分かった。

しかし、私は、昭和19年にA社B支社に入社し、しばらく技術教育を受けた後、総務部賃金係に配属され、申立期間については、勤務の傍ら、空襲の監視を行っていたことを覚えており、その期間の加入記録が無いのは納得できないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

なお、A社B支社はC社D支社内であり、昭和20年5月ごろの空襲で事務所と工場が破壊されたのを覚えている。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管しているA社B支社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の氏名と同姓同名で、生年月日が相違している者の厚生年金保険被保険者記号番号(昭和19年6月1日に資格取得)が基礎年金番号に統合されないままになっていることが確認できる。

また、申立人が、自分と同時期にA社B支社に入社し、同じ仕事をしていたと記憶している複数の同僚は、申立人が申立期間においても継続して勤務していたと証言している。

しかし、申立人及び同僚は、A社B支社に入社後、技術教育を受けた後に総務部に配属されたと証言していることから、事務職として採用されたことがうかがえるところ、男子事務職の厚生年金保険適用開始時期は昭和19年10月1日であり、当該未統合記録の資格取得日である同年6月1日は、厚生年金保険適

用の準備期間であると認められる。

また、当該未統合記録に係る厚生年金保険記号番号払出票には、昭和19年6月から同年9月までは厚生年金保険法施行の準備期間であるため、被保険者期間には算入されないことを示す「改」の表示がなされていることが確認できる。

さらに、申立人と同じ部署で勤務していたとする複数の同僚の被保険者記録については、いずれもA社B支社に係る厚生年金保険被保険者名簿の資格取得日は昭和19年6月1日であるが、社会保険庁の記録上の被保険者期間は同年10月1日からとなっていることが確認できる。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該未統合記録は、申立人の厚生年金保険の被保険者記録であり、申立人の同社における資格取得日は、昭和19年10月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の記録から、50円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和19年5月1日から同年10月1日までの期間については、男子事務職の厚生年金保険への適用は同年10月1日に開始されていることから、当該期間について、申立人は、厚生年金保険の被保険者となることができない上、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA新労働組合における資格喪失日に係る記録を昭和52年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年8月31日から同年9月1日まで

私は、B社に勤務していたが、昭和49年8月から同社A新労働組合の専従役員となり約3年間従事した後、同社に復職した。

年金記録を確認したところ、A新労働組合の資格喪失日が昭和52年8月31日、同社の資格取得日が同年9月1日とされており、同年8月分の記録が無いことが分かった。

資格喪失日は誤って記入されたものだと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社が保管している人事記録から判断して、申立人がB社及びその労働組合であるA新労働組合に継続して勤務し(昭和52年9月1日に同社A新労働組合から同社に復職。)、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和52年7月の社会保険事務所の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間当時の記録が無いため不明ではあるものの、A新労働組合が喪失日の記載を誤ったと推測されるとしている上、事業主が資格喪失日を昭和52年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同

年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同年8月31日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月分の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 3 月 17 日から 34 年 8 月 1 日まで  
② 昭和 35 年 9 月 5 日から 37 年 5 月 29 日まで

以前から私の年金の受給額が少ないという気がしていたので、3、4年ぐらい前に夫や友人に勧められ社会保険事務所にて厚生年金保険の支給額を確認したが、勤務していたすべての期間について年金が支給されていると言われた。そのときは私も無知だったので、どの事業所に勤務した期間なのか確認することはなかった。

しかし、年金問題が社会問題化したので、再度、社会保険事務所を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるため、年金記録に反映されないとのことであった。

私は、昭和36年に婚姻し、長男出産に係る産前産後の休暇の終了後にA社を退職したので、当時は、子育て及び寝たきりの祖母の世話をするため家を空けることができず、脱退手当金を受け取ったことも請求手続を行ったことも無いので、脱退手当金が支給済みであるとの回答には納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の間にある13か月の被保険者期間がその計算の基礎とされておらず未請求となっているが、これを失念するとは考え難い上、2回にわたる申立期間と未請求となっている被保険者期間は同一の被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

なお、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約3か月後に支給決定されているが、申立期間における最終事業

所での厚生年金保険加入期間は脱退手当金の請求要件である24か月に満たない20か月であり、A社の期間単独では受給権が発生しないことから、同社による代理請求の可能性がうかがわれない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間における脱退手当金を受給したとは認められない。

## 愛知国民年金 事案 1277

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から61年3月まで

昭和36年4月ごろ、A市役所の職員が家に来て国民年金の任意加入手続を行って以降、国民年金保険料をずっと納付してきたはずである。

申立期間は未加入とされているとのことであるが、このころ特に生活環境に変化があった記憶は無く理由は思い当たらない。

申立期間の保険料の納付があったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間については特に生活環境の変化も無く、国民年金が未加入とされた理由は思い当たらないとしているものの、社会保険庁が保管する年金記録によれば、申立人は昭和59年4月24日をもって国民年金被保険者資格を喪失したとされているため、申立期間については国民年金保険料の納付書は発行されず、保険料の納付は行い得なかったものとみられる。

また、申立人は、申立期間の保険料をどのような方法で納付していたかについての記憶も明確ではない。

さらに、申立期間の保険料の納付があったことをうかがわせる関連資料（家計簿、日記等）も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から47年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から47年8月まで

私はA学校の学生だったので、申立期間の国民年金保険料は母親が集金人に払ってくれていた。

保険料の納付の事実が確認できるものは何も無いが、母親が納付していた記憶があるので、申立期間について保険料の納付があったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金被保険者資格取得手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとする申立人の母親は既に死亡しているため、加入手続時の状況、申立期間の保険料の納付状況等の詳細は不明である。

また、申立人は、集金人の勧めにより、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を集金人にしたとしているが、申立期間当時、申立人と同居していた家族の中で国民年金に加入していた者はおらず、B市では、集金人（国民年金推進員）は国民年金の加入者がいない家を訪問し、国民年金への加入勧奨を行うことは無かったとしていることから、申立人の主張とは異なる。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和48年9月27日に払い出され、国民年金被保険者資格取得年月日は同年10月1日とされていることから、このころ、申立人の国民年金加入手続が行われたものとみられる。このため、申立期間は国民年金未加入期間となり、国民年金保険料を納付することはできない。

加えて、申立人は、申立人の母親が申立人の保険料を集金人に毎月納付していたとしているが、B市では、集金人（国民年金推進員）による保険料の集金

は3か月ごとであったとしており、申立人の主張とは異なる。

このほか、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料（確定申告書、家計簿、日記等）も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年9月まで

当時、住んでいたA市B区の小学校で、国民年金制度の説明会があり、私の妻が出席して国民年金の加入手続をした。B区役所から来ていた女性の集金人に、一人100円の保険料を夫婦二人分、私の妻が支払っていた。加入当初から保険料は納付しているので、申立期間について保険料の納付があったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、申立人の妻がA市B区役所から来ていた集金人に国民年金保険料を納付していたとしているが、同市において集金人（国民年金推進員）による保険料の徴収を開始したのは昭和37年11月であり、それまでは区役所に赴いて保険料を納付することとされていたことから、申立期間を通じて集金人に保険料を納付していたとする申立人の主張とは相違する。

また、申立人は、申立人の妻が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとしているが、申立期間については申立人の妻も未納となっている。

さらに、社会保険庁が保管する年金記録によれば、申立人夫婦の保険料は昭和37年10月から納付されていることからみても、申立人夫婦は、集金人（国民年金推進員）の集金による保険料の徴収の開始（当時、3か月単位での納付とされていたことから、初回は同年10月から同年12月までの保険料の納付であったとみられる。）と同時に保険料の納付を開始したとみるのが合理的である。

このほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立期間の保険料の納付があったことをうかがわせる関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年9月まで  
当時、住んでいたA市B区の小学校で、国民年金制度の説明会があり、私が出席して国民年金の加入手続をした。B区役所から来ていた女性の集金人に、一人100円の保険料を夫婦二人分、私が支払っていた。加入当初から保険料は納付しているので、申立期間について保険料の納付があったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A市B区役所から来ていた集金人に国民年金保険料を納付していたとしているが、同市において集金人（国民年金推進員）による保険料の徴収を開始したのは昭和37年11月であり、それまでは区役所に赴いて保険料を納付することとされていたことから、申立期間を通じて集金人に保険料を納付していたとする申立人の主張とは相違する。

また、申立人は、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとしているが、申立期間については申立人の夫も未納となっている。

さらに、社会保険庁が保管する年金記録によれば、申立人夫婦の保険料は昭和37年10月から納付されていることからみても、申立人夫婦は、集金人（国民年金推進員）の集金による保険料の徴収の開始（当時、3か月単位での納付とされていたことから、初回は同年10月から同年12月までの保険料の納付であったとみられる。）と同時に保険料の納付を開始したとみるのが合理的である。

このほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立期間の保険料の納付があったことをうかがわせる関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年3月までの期間及び平成4年9月から9年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月から50年3月まで  
② 平成4年9月から9年8月まで

昭和49年4月から50年3月までの期間及び平成4年9月から9年8月までの期間の国民年金保険料については、納付状況等の詳細な記憶は無いが、当時は十分に資力があったので、未納となっているのは不自然であるため、納付を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付状況についての記憶は無いとしており、加入及び保険料納付状況についての詳細が不明である。

また、申立期間①及び②について、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）が無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間①については、申立人は、昭和50年12月に、41年4月から48年3月までの保険料を特例納付し、同年4月から49年3月までの保険料を過年度納付している（その後、57年1月に厚生年金保険加入期間であった41年4月から42年10月までの期間に係る保険料が還付されている。）。この時点で申立人は43歳であり、前述の特例納付及び過年度納付は60歳到達時までに受給権確保に必要な月数のみ納付したものと考えられ、申立期間①の保険料を納付しなかったとしても不自然ではない。

加えて、申立期間①については、一緒に保険料を納付したとする申立人の妻も未納となっており、申立人と同様に受給権確保に必要な月数を考慮した上で



特例納付及び過年度納付を行ったものと考えられる。

そのほか、申立期間②については、申立人は高齢任意加入被保険者であった旨の主張であるが、申立人は、加入手続及び保険料納付に係る記憶が無いとしているため詳細が不明である上、加入及び納付をうかがわせる周辺事情が見受けられない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、昭和 36 年 4 月から 47 年 3 月までの期間及び 49 年 4 月から 50 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 47 年 3 月まで  
② 昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月まで

当時は資力が十分あって、国民年金創設時の昭和 36 年 4 月に夫婦共に国民年金に加入し、夫が保険料を納付していたと記憶しているので、同年 4 月から 47 年 3 月まで未納というのは納得できない。また、49 年 4 月から 50 年 3 月までの保険料も夫が納付していたので、納付を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の夫は加入及び納付についての記憶は無いとしており、加入及び保険料納付状況についての詳細が不明である。

また、申立期間①及び②について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）が無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間①については、申立人の夫が作成したとする「申立書」において、昭和 36 年 4 月に夫婦共に国民年金に加入した旨を主張しているが、社会保険庁の記録では、同年 4 月当時、申立人の夫は厚生年金保険被保険者であり、申立人の夫も、当時において厚生年金保険被保険者であった旨を認めていることから、その主張は合理的でない。

加えて、申立人の夫は申立期間①に係る申立人の国民年金保険料を昭和 45 年の特例納付で約 10 万円を A 市 B 区役所で納付した旨、聴取において説明し

ているが、同市では特例納付保険料を収納しておらず、45 年当時、申立人夫婦はC町に在住していた上、実際の当該保険料額は4万9,950円と金額が大きく乖離<sup>かいり</sup>していることから、その主張は合理性に欠けている。

その上、申立期間②について、申立人は昭和50年12月に47年4月から49年3月までの保険料について特例納付及び過年度納付を行っているが、当時、申立人は37歳であり、この特例納付及び過年度納付は60歳到達時までに受給権確保に必要な月数のみ納付したものと考えられ、申立期間②の保険料を納付しなかったとしても不自然ではない。

このほか、申立期間②については、一緒に保険料を納付したとする申立人の夫も未納となっており、申立人と同様に受給権確保に必要な月数を考慮した上で特例納付及び過年度納付を行ったものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月から41年3月まで

東京オリンピックの前年、昭和38年ごろ、A市B区役所に国民年金の加入手続に行き、保険料を納付した。その後は、私自身で納付書に現金を添えて2、3か月に一度、同区役所の窓口で夫の保険料と一緒に納付していた。当初の保険料は、1か月100円ぐらいで、納付した際には領収書等を受け取ったように思う。国民年金手帳を1冊紛失してしまい、納付を証明できないが、夫には未納がないのに私だけが未納になっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和41年6月23日に払い出され、その資格取得日は同年4月1日となっている。このことは申立人が所持する国民年金手帳の記載内容とも一致し、申立人は申立期間において国民年金に未加入となり、申立期間の国民年金保険料を納付したとは考え難い。

また、申立人は、申立期間の保険料は区役所の窓口で納付書により納付したとしているが、申立期間当時のA市での保険料の収納は集金人による印紙検認方式であり、申立人の主張と相違する。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い。

加えて、申立人には昭和41年6月22日に職権適用のものとみられる別の国民年金手帳記号番号が払い出されているが、この国民年金手帳記号番号は、後日、取り消されたことが記録されている上、申立人はこの国民年金手帳記号番号に基づいて発行された昭和40年度分の納付書を所持しているが、この納付書が使用された形跡は無く、申立人がこの国民年金手帳記号番号に基づき申立

期間の保険料を納付したとは考え難い。このほかに申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から49年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月から49年10月まで

私は、集金人が自宅に来たので国民年金に任意加入した。保険料は現金で3か月分ごとに納付し、5、6cmほどの領収書を受け取った。保険料は1か月300円ぐらいから450円になって、その後、上がっていった。当初、国民年金手帳の交付は無かったが、昭和49年、集金人が自宅に来て、これからはこれになりますのでと言って国民年金手帳を交付された。申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料は無いが、申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和49年10月22日に夫婦連番で払い出されており、夫婦共、強制加入被保険者として、その資格取得日は同年11月1日とされており、このことは申立人が所持する国民年金手帳の記載内容とも一致することから、申立人はこのころに国民年金の加入手続を行ったものとみられる。この申立人の資格取得日からすると、申立期間は国民年金未加入期間となり、申立人がこの期間の保険料を納付したとは考え難く、国民年金手帳にも同年10月の検認欄に「本月以前納付不要」の表示がなされている。

また、申立人は、申立期間のうち昭和49年ごろまでは国民年金手帳は交付されず、保険料を集金人に納付した際に領収書を受け取ったとしているが、A市では、50年3月までは保険料の収納は印紙検認方式を採っており、集金人が領収書を発行することは無かったとしており、申立人の主張と相違する。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年3月から43年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月から43年12月まで

私は、近所の奥さんから国民年金の保険料が100円で任意加入できることを聞き、自分も加入するために昭和40年3月ごろ、子供をおぶってA市B区役所へ行き、国民年金の加入手続をした。保険料は1か月おきぐらいに集金人に納付した。確かに納付したので認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和43年12月19日に払い出されており、その際、申立人は44年1月28日に任意加入として資格取得したとされている。このことは、申立人が所持する国民年金手帳の記載内容とも一致することから、申立人が国民年金加入手続を行ったのは同月であると推認され、任意加入被保険者は、制度上、加入手続の時点からさかのぼって資格取得することはできず、申立人は、申立期間においては国民年金未加入となり、保険料を納付することはできない。

また、申立人の所持する国民年金手帳の国民年金印紙検認記録欄をみると、昭和42年度及び昭和43年4月から同年12月までの期間に検認印は無い上、赤色の斜線が付されていることから、加入手続時において、同期間は保険料の納付は不要であると記載されたものとも考えられ、申立人がこの期間の保険料を納付したとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から48年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から48年8月まで

大型自動車の運転免許を取得するため、会社を辞めて姉夫婦のお世話になっていた。毎月、生活費を渡しており、「昭和46年5月ごろ、A町役場で国民年金の加入手続を行い、自宅に来る町内会の役員に保険料を納付していた。」と姉から聞いていた。当時、同居していた姉と姉の夫が国民年金に加入し保険料を納付しており、私も納付していたはずなので、納付があったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、これらを行ってくれたとするその姉が死亡しているため、その状況について確認することはできない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和58年7月にB市で払い出されており、申立人が申立期間当時に居住していたA町で国民年金手帳記号番号が払い出された記録は見当たらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このため、申立人の国民年金加入手続は昭和58年7月ごろに行われたものと推認され、申立期間当時は未加入であったことから、その当時に申立人の姉が申立人の保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

さらに、社会保険庁が保管する申立人の被保険者台帳（マイクロフィルム）では、申立人の国民年金資格取得日は当初から昭和58年7月29日と記載されており、それ以前の期間である申立期間は無資格期間である上、加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間の保険料は時効により納付することはできない。



加えて、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から45年3月まで

私たち夫婦は、集金人から、何度か夫婦共に申立期間の国民年金保険料をまとめて納付するよう督促されていた。昭和47年の春ごろに、集金人に現金を渡して特例納付を依頼したのに、未納になっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、納付したとするその妻が死亡しているため、その具体的な状況を確認することはできない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を一括して納付したと主張している昭和47年ごろに実施されていた第1回特例納付により、申立期間の保険料を納付した場合の額は夫婦二人で約9万7,000円であるが、申立人は、当初の申立てでは、約16万円を納付したと説明し、後日の聴取では、その半分の約8万円であったかもしれないと変更するなど、記憶があいまいである。

さらに、A市では、集金人は特例納付保険料を取り扱っていなかったとしており、集金人に納付したとする申立人の説明と矛盾する。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年8月から42年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年8月から42年3月まで  
社会保険事務所に年金の相談に行ったところ、納付していた申立期間の国民年金保険料は還付されていると言われたが、受け取っていないので納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が主張するとおり、申立期間を含む昭和39年8月から43年3月まで（以下、「申立期間等」と言う。）の国民年金保険料を申立人が納付したことが確認できる。

しかし、社会保険庁のオンライン記録では、申立人は、昭和39年8月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得したことが記録されており、同庁が保管する申立人の被保険者台帳（マイクロフィルム）では、同日に国民年金の資格を喪失したことが記載されている。

以上のことから、申立期間等の国民年金保険料が納付された後に、当該期間が厚生年金保険被保険者期間であることが判明したために保険料が還付されたものと考えられ、申立期間等の保険料が還付されていることについて、不自然な点は見受けられない。

また、申立人の被保険者台帳には、申立期間等の国民年金保険料の還付について、還付対象期間、還付金額、還付日が記載されているが、この記載内容に不合理な点はなく、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

さらに、申立人からは、申立内容の事情聴取について協力が得られず、その状況を確認することができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から43年3月まで

昭和39年6月に勤務先が社会保険の適用事業所でなくなったが、国民年金、国民健康保険共に加入していなかった。健康保険証が必要になった時期があり、手続のために自宅に訪れたA市B区役所の女性職員から「国民年金と国民健康保険の両方の保険料を納付しないと保険証は渡せません。」と言われ、やむを得ず両方加入した。それ以後2年間ぐらい、自宅を訪れる集金人に、私か元妻が、国民年金と国民健康保険の保険料を納付していたはずである。申立期間が未納になっていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、申立人かその元妻のどちらかが、集金人に国民年金保険料と国民健康保険料を納付していたとするのみで、国民年金保険料の集金の頻度や国民年金手帳による印紙検認の有無など、国民年金保険料の納付方法に関する具体的な記憶は無い。

また、申立人の同意が得られないため、その元妻から、申立期間の国民年金保険料の納付状況について聴取することはできない。

さらに、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年9月から38年3月までの期間及び39年7月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年9月から38年3月まで  
② 昭和39年7月から48年3月まで

夫が勤務していた印刷会社が倒産したため、夫婦二人で区役所に行き、国民健康保険や国民年金の加入手続を行ったと記憶している。お金の不自由したことは無く、保険料は絶対に納付していた。納付した時に領収書をもって保管していたが、国民年金手帳をもらった時に「手帳に記帳してあるから、捨てて良い。」と言われ、すべて捨ててしまった。申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は2期間で計124か月と長期に及ぶ。その間の国民年金保険料の納付方法について、申立人は、集金人に納付し、領収書を受領していたとしている。

しかし、申立期間当時、A市では、国民年金手帳は本人保管で、保険料は国民年金手帳による印紙検認方式により集金しており、申立人の説明と矛盾する。

また、社会保険庁の記録では、申立人の国民年金加入手続は昭和37年9月（夫婦の国民年金手帳記号番号の払出時期）ごろに行われたと推認されること、及びA市で集金人による保険料集金が始まったのは同年11月であることから、申立期間の当初から集金人に保険料を納付していたとする申立人の説明は不自然である。

さらに、社会保険庁が保管する申立人の被保険者台帳（マイクロフィルム）では、申立人は、昭和38年6月1日に国民年金の資格を喪失し、39年7月21日に再取得したことが記録されているが、この資格の再取得の手続は、申立人

に別の国民年金手帳記号番号が払い出され、加入の手続が行われた 47 年 10 月（申立人が所持する国民年金手帳の発行時期）まで行われた記録は見当たらない。このため、同年 10 月に申立人の加入手続が再び行われた際に、39 年 7 月にさかのぼって資格取得したものと推認されることから、申立期間②のうち同年 7 月から 47 年 9 月までの間は、その当時には国民年金に加入しておらず、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

加えて、申立人の国民年金加入手続が再び行われたと推認される時点では、申立期間②のうち昭和 45 年 7 月から 48 年 3 月までの保険料を過年度納付及び現年度納付することが可能であったが、申立人の国民年金手帳の昭和 47 年度の印紙検認記録欄には検認印が押印されていないほか、申立人は過年度納付の記憶が無いなど、当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

その上、国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫も、申立期間は未納である。

そのほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和31年1月から36年3月までの期間、38年8月から39年1月までの期間及び39年4月から62年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、昭和36年4月から38年7月までの期間、39年2月及び同年3月の国民年金保険料納付記録を訂正する必要は無い。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年1月から62年12月まで

国民年金制度が始まった時から昭和55年までは、保険料をA市役所で納付したことは間違いないと母親が話してくれたことを記憶している。納付したのは母親で、母親は56年ごろに79歳で死亡している。未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金保険料の徴収は昭和36年4月に開始されており、31年から納付していたとする申立ては不合理である。

また、申立人自らは国民年金保険料を納付したことが無く、その母親が納付していたとしているが、申立人の母親が死亡しているため、その状況を確認することはできない。

さらに、申立人は、その母親は昭和56年ごろに死亡したとしているにもかかわらず、それ以降の期間の国民年金保険料を納付した者についての説明は無く、不自然である。

加えて、申立人は、A市に居住していた母親が国民年金保険料を納付していたはずであるとしているが、同市が保管する申立人の被保険者名簿では、申立人は昭和39年3月に同市からB市に転出したことが記載されており、同年4月以降の保険料をA市に居住していた申立人の母親が納付することができたとは考え難い。

そのほか、申立人が申立期間のうち納付済みと記録されている期間を除く期

間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が昭和31年1月から36年3月までの期間、38年8月から39年1月までの期間及び39年4月から62年12月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、昭和36年4月から38年7月までの期間、39年2月及び同年3月については、社会保険庁の記録では、国民年金保険料が納付済みとなっており、納付記録に問題は無い。



### 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から62年3月まで

私は申立期間当時にはA区に住んでおり、国民年金加入手続は昭和58年4月ごろにA区役所B地域センター窓口で行った。その時もらった年金手帳は紛失してしまった。保険料の納付は、同地域センター窓口かC町にあるD銀行で月額7,000円から8,000円程度を納付した。このため、申立期間について未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年4月に国民年金加入時に交付された年金手帳については紛失したとしており、その表紙の色等についても記憶は無い。

また、社会保険庁の記録では、申立人は申立期間直後から厚生年金保険加入資格を取得する間の昭和62年4月及び同年5月について国民年金に未加入となっており、申立人が申立期間の48か月の長期にわたって保険料を納付していたと仮定すると、この2か月間について国民年金に未加入であることは不自然である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は平成2年2月26日にE市で払い出され、元年8月16日を資格取得日として強制加入している。この日は申立人が厚生年金保険加入資格を喪失した日であり、住民票によれば、申立人は同年9月29日に同市に転入していることから、申立人の国民年金手帳記号番号払出時期について不自然な点は認められない。これらのことから、申立人は申立期間について国民年金に未加入であったこととなり、申立人が申立期間の保険料を現年度納付したとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年7月から46年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月から46年8月まで

A市に転居した昭和40年7月に、私がA市役所で夫婦二人の国民年金の加入手続をし、市役所から納付書が届くたびに、私が夫婦二人分の国民年金保険料を勤め先に集金に来ていた金融機関の職員に納付した。

昭和43年11月にB市に転居した後は、C信用金庫D支店、E信用金庫F支店、又はB市役所で、私が納付書により納付したはずである。

また、E信用金庫F支店は家から近かったこともあり、そこで妻が2回か3回は納付したかもしれない。

保険料額についての記憶は無いが、市役所から送られてきた納付書を放置することは無く、納付書が送られてくれば必ず納付していたはずなので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年7月に申立人がA市で夫婦二人の国民年金加入手続を行ったとしているが、社会保険庁の記録によれば、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、B市において54年5月に夫婦連番で払い出されており、申立人の主張とは相違する。このことは、申立人の妻が現在所持している手帳が制度共通の年金手帳（49年11月から使用を開始）であり、申立人の妻が、これ以外に国民年金手帳を交付された記憶が無いとしていることとも符合する。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料をA市、B市のいずれにおいても申立人が納付書で納付したとしているが、A市及びB市共に、納付書による保険料収納を開始したのは昭和51年度以降であり、申立人の主張とは相違する。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号払出時期（昭和54年5月）を基準

にすると、申立期間はすべて時効により保険料を納付することはできず、払出当時は第3回特例納付期間中（実施期間は53年7月から55年6月まで）ではあるものの、申立人に申立期間の保険料を特例納付した記憶は無い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年7月から46年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月から46年8月まで

A市に転居した昭和40年7月に、夫がA市役所で夫婦二人の国民年金の加入手続をし、市役所から納付書が届くたびに、夫が夫婦二人分の国民年金保険料を勤め先に集金に来ていた金融機関の職員に納付した。

昭和43年11月にB市に転居した後は、C信用金庫D支店、E信用金庫F支店、又はB市役所で、夫が納付書により納付したはずである。

また、E信用金庫F支店は家から近かったこともあり、そこで私が2回か3回は納付したかもしれない。

保険料額についての記憶は無いが、市役所から送られてきた納付書を放置することは無く、納付書が送られてくれば必ず納付していたはずなので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年7月に申立人の夫がA市で夫婦二人の国民年金加入手続を行ったとしているが、社会保険庁の記録によれば、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、B市において54年5月に夫婦連番で払い出されており、申立人の主張とは相違する。このことは、申立人が現在所持している手帳が制度共通の年金手帳（49年11月から使用を開始）であり、申立人が、これ以外に国民年金手帳を交付された記憶が無いとしていることとも符合する。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料をA市、B市のいずれにおいても申立人の夫が納付書で納付したとしているが、A市及びB市共に、納付書による保険料収納を開始したのは昭和51年度以降であり、申立人の主張とは相違する。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号払出時期（昭和54年5月）を基準

にすると、申立期間はすべて時効により保険料を納付することはできず、払出当時は第3回特例納付期間中（実施期間は53年7月から55年6月）ではあるものの、申立人に申立期間の保険料を特例納付した記憶は無い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案 1115

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 3 月 7 日から 51 年 10 月 2 日まで  
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。妻は昭和 48 年 3 月 7 日に資格取得しており、自分も同日の取得記録があったが、その後、取り消されている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

法人登記簿により、申立人は、申立期間当時、A社に在籍していたことは認められる。

しかしながら、申立人が、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料は無い。

また、社会保険事務所の記録により、申立人は、昭和 48 年 3 月 7 日にいったん資格を取得したものの、その後、取り消されており、健康保険被保険者証を同年 4 月 28 日に社会保険事務所に返納したことも確認できる。

さらに、申立人は、昭和 47 年 10 月 18 日にA社を設立以来、取締役として業務を執行する立場にあり、厚生年金保険に係る届出事務についても責任を負っていたものと考えられる。

加えて、申立人及び申立人の妻から、当時の社会保険の手続等について申立てに係る事実を確認できない上、A社の代表取締役であった申立人の義父は亡くなっており、当時の二人の従業員は、所在不明のため証言が得られない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月1日から9年11月14日まで  
私は、A社の漁船に乗って遠洋漁業をしていた。働いていたのは間違いないので、申立期間も船員保険の被保険者として認めてほしい。  
(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の加入記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の銀行通帳、パスポート及び同僚の証言により、申立人が、申立期間当時、A社の漁船に乗って遠洋漁業に出ていたことは認められる。

しかしながら、申立人側及びA社側にも、事業主により申立期間に係る船員保険料を給与から控除されていた事実を確認できる関連資料は無い。

また、A社の役員は、「本人から、年金をもらっているので船員保険には加入させないでほしいという申出があり、申立期間については船員保険に加入させていなかった。」と証言している。

さらに、申立期間については、平成8年5月10日から同年12月2日までB社の給与振込が確認できるが、船員保険の加入記録は存在せず、平成8年のA社給与支払報告書には、B社における社会保険料控除が0円という記載がある上、申立人が年金を請求した3年1月4日以降申立期間まで、申立人の船員保険の加入記録は存在しない。

加えて、申立人について、平成5年7月7日から8年11月24日までの期間及び9年9月21日から同年10月16日までの期間について国民健康保険の加入記録が確認できる。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案 1117

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 6 月から 39 年 8 月まで  
② 昭和 43 年 6 月から 48 年 6 月まで  
③ 平成元年 10 月から 8 年 9 月まで

申立期間に、A社、B社及びC社に勤務していた。厚生年金保険料が給与から控除されていた記憶があり、健康保険証を使用した記憶もある。各事業所に在籍していた事実を確認できる書類、写真等は無いが、就労していたことは事実であるので、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険事務所の記録によると、A社は、申立期間中の昭和 37 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同年 9 月 30 日以前の申立期間の一部については、適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A社は、「申立人に関する人事記録等は残っておらず、申立人の勤務の実態は分からない。」と回答しており、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料も無い。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、新規適用時から昭和 39 年 11 月までの健康保険の整理番号に欠番は見られない。

加えて、申立人が、一緒に仕事をしていたとして名前を挙げた同僚にも、申立人と同様、厚生年金保険の加入記録は確認できない。

申立期間②については、B社の人事関係資料及び雇用保険の記録から判断して、申立人は、申立期間のうち、昭和 43 年 12 月 1 日から 44 年 7 月 31 日まで



同社に勤務していたことは確認できるが、同社では、上記期間以外の在籍や厚生年金保険料の控除については不明であるとしている。

また、社会保険事務所が保管するB社の健康保険厚生年金保険被保険者原票の中に申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番も見られない。

さらに、B社において、申立人と同職種の同僚についても、厚生年金保険の加入記録は確認できない。

加えて、B社の健康診断連名簿には、申立人が昭和44年7月に受診した記録はあるが、43年及び45年7月の健診においては受診した記録が無い。

申立期間③については、社会保険事務所の記録によると、C社は、申立期間中の平成3年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同年9月30日以前の申立期間の一部については、適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、C社は、「申立人とは、下請という形で契約して一定の金額を支払っていたが、厚生年金保険料は控除していなかった。」と証言している。

さらに、申立人は、申立期間において、国民年金及び国民健康保険に加入していた事実が確認できる。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案 1118

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年9月26日から51年2月10日まで  
社会保険庁の記録では、A社での加入記録が昭和45年11月1日から50年9月26日までとなっているが、実際は、B社に転職した51年2月10日まで継続してA社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社は平成8年7月30日に全喪しており、当時の事業主も亡くなっているため、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実が確認できない。

また、社会保険事務所の記録により、申立人が、A社退職後の昭和50年10月31日に健康保険の継続療養の手続をしていることが確認できる。

さらに、申立人の雇用保険の加入記録によれば、昭和45年11月1日に資格取得、50年9月25日に離職となっており、社会保険事務所における厚生年金保険の加入記録と一致している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年から 27 年まで  
② 昭和 28 年 1 月から同年 10 月まで

私の夫は、申立期間にA社及びB社で働いていたことは事実なので、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料は無く、申立人の妻は、申立てに係るA社及びB社の事業主及び同僚の名前や、申立人の保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

申立期間①については、申立人の妻は、申立人がA社に勤務していた証拠として、同社が主催するイベントに際し、着替えを持っていったことがあると主張するものの、勤務期間については、1年ぐらいであったとするのみで記憶が曖昧である。

また、A社には、当時の資料は保存されておらず、当時の状況を知る者もいないため、申立人の同社での在籍、保険料控除の有無について確認できない上、申立人の妻が主張するイベントについても「不明。」と回答している。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間における健康保険の整理番号に欠番は見られない。

申立期間②については、B社は平成11年2月15日に全喪しており、申立期間における申立人の在籍及び厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる

関連資料は無い。

また、B社の当時の事業主や事務担当者は既に亡くなっているため、証言を得ることができない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 5 月から 37 年 1 月まで  
申立期間は主人と一緒にA社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社における複数の同僚の証言から判断して、申立人が、申立期間当時、同社に勤務していたことは認められるものの、多くの同僚が「申立人は、1年以上は勤めていない。」と証言していることから、申立てどおりの勤務期間であったことは考え難い。

また、A社は昭和 39 年 2 月 11 日に全喪しており、所在不明等により事業主等の証言を得ることができないため、申立人が、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実が確認できない。

さらに、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険の整理番号に欠番は無く、社会保険事務所の事務処理に不自然な点は見られない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案 1121

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 9 月から 42 年 9 月まで

私は、A社を退職した後、B社に入社し、お客様と話をする受付で、正社員として勤務した。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社における申立人の複数の同僚の証言から判断して、申立人が、同社において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社及び当時の事業主は、「当時の書類は何も残っていない。」と回答しており、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実が確認できない。

また、申立人と同時期に勤務していた同職種の同僚のB社への入社日と厚生年金保険被保険者の資格取得日が異なっていることから判断すると、同社では、入社後一定期間において厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を行っていたものと推測される。

さらに、社会保険事務所が保管するB社の健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立期間における健康保険の整理番号に欠番は見られない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日まで  
② 昭和 54 年 9 月 1 日から 55 年 6 月 1 日まで

A社で非常勤として昭和54年6月1日から55年6月1日まで勤務していた。

常勤社員と同様な勤務日数、勤務時間だった。厚生年金保険料は給与から控除されていた記憶はあるが、給与明細書等が残っていない。

健康保険証については、医療機関で受診した記憶はあるが、傷病手当金等の給付等を受けたことは無い。

会社からの確認書類等があるので、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出を受けた人事記録等によれば、申立人が申立期間①及び②に同社に在籍していたことは確認できるが、事業主により申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを推認できる関連資料等はない。

また、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、昭和54年7月1日から同年9月1日までの期間について、被保険者記録が認められるものの、申立期間①及び②の期間に申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無いなど、社会保険事務所の事務処理に不自然な点は見当たらない。

さらに、申立期間①及び②の期間において雇用保険に加入した記録は無く、申立てに係る同僚は、「私は、非常勤として、申立人と共にA社に勤務したことは間違いない。しかし、私は厚生年金保険には加入していなかった。」と証言している上、他の同僚数人はいずれも厚生年金保険被保険者記録が確認できない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年6月1日から同年10月1日まで  
② 昭和27年8月1日から28年4月25日まで  
③ 昭和28年5月1日から29年5月1日まで

A社は親族が経営する会社で、16歳からB社に変わるまで途切れることなく働いていた。期間は違うが弟も勤めており、事業主が勝手に資格喪失などの手続をするはずはない。

B社には、事業所周辺の地理に詳しくないので資材の買い付けに同行した。被保険者証を事業所に提出した記憶もある。

C社には、兄が勤務しており、兄の勧めもあって就職した。最初はD県に勤務し、昭和29年1月に同僚のEさんとF市に転勤した。就職の際に支店長から、28年5月から勤務としたと言われた記憶があるので、1年記録が違うと思う。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料等はない。

申立期間①について、社会保険事務所におけるA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立期間に申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

また、A社は、当時の関連資料を廃棄しており、申立人の在籍記録及び厚生年金保険の加入に係る記録は、いずれも確認できない。

さらに、申立人の二人の兄は、いずれも申立人と同一日に厚生年金保険の資格を喪失していることから、当時、何らかの事情により、A社は厚生年金保険の喪失手続をしたと推認できる。



申立期間②について、B社は昭和28年11月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所の手続が行われていないことが確認できる上、同社が厚生年金保険の新規適用事業所となった同年11月1日以後の社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無い。

また、申立人のB社の同僚は、いずれも上記被保険者名簿に名前が無く、周辺事情を調査することができない。

申立期間③について、申立人の雇用保険記録における資格取得日が昭和28年5月1日とされている上、C社の退職経歴台帳による入社日が同年5月1日とされていることから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所におけるC社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立期間に申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

また、C社の健康保険組合によれば、「資格取得日は昭和28年8月1日であると確認できるものの、それ以外は不明。」との回答で、同社は申立人の厚生年金保険加入時期については、「不明」と回答している。

さらに、申立人の兄は、C社の退職経歴台帳によれば、入社日は昭和22年10月1日で、厚生年金保険の資格取得日は25年11月1日であることから、同社では採用と同時に厚生年金保険の加入手続をしていないことが推認される。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 6 月 17 日から 36 年 1 月 31 日まで  
昭和 32 年 2 月 1 日から 37 年 2 月 27 日まで、A 社にて勤務していたが、なぜ途中で記録が抜けているのか納得ができない。抜けている期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社及び承継する B 社の同僚の C 氏によれば、申立人は両社に勤務していたと証言していることから同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無い。

また、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について、B 社の後の合弁先企業の D 社によれば、同社は厚生年金保険被保険者資格喪失記録一覧表を保管しており、申立人の B 社での厚生年金保険の資格取得及び喪失の記録は、B 社に係る社会保険事務所保管の厚生年金保険記録と一致しているところ、A 社は昭和 34 年 8 月 1 日全喪失、承継する B 社は平成 14 年 3 月 31 日全喪失しており、承継する A 社によれば、「当時の資料は現存せず不明。」との回答で確認できない上、A 社及び B 社の健康保険組合によれば、「当時の資料は現存せず不明。」との回答で確認できない。

さらに、A 社に係る社会保険事務所保管の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間（資格取得者 159 人）に申立人の名前は見当たらず、健康保険整理番号の欠番も無い上、B 社に係る社会保険事務所保管の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間（資格取得者 444 人）に申立人の名前は見当たらず、健康保険整理番号の欠番も無い。

加えて、申立人が記憶していた人身事故については、新聞記事によれば、昭

和 32 年 6 月 8 日午後 2 時ころに発生したとあり、死亡者の被保険者資格喪失日も 32 年 6 月 10 日になっていることから、事故は申立人が A 社に厚生年金保険被保険者記録が認められる期間に惹起されていたことが確認できる。

このほか、A 社で厚生年金保険被保険者記録のある同僚 17 人に連絡をし、協力の得られた 4 人の方は、いずれも申立人についての記憶は無いとのことである。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月から 43 年 4 月まで

私は、昭和41年4月ごろからA社に勤務していたが、社会保険事務所の記録では、同社での厚生年金保険の加入記録が無いことになっている。

しかし、当時、同じ業務をしていた上司は私が勤務していたことを証言してくれており、その上司は当該期間の厚生年金保険の記録がある。

よって、A社が厚生年金保険の新規適用事業所となった昭和41年4月から上司が同社を退職した43年4月までについて、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している上司及び申立期間においてA社の厚生年金保険の被保険者となっている複数の同僚が、申立人が同社で勤務していたと証言していること、及びこれらの同僚が記憶している同社の業務内容と、申立人が記憶している同社の業務内容が一致していることから、申立人が同社に勤務していたことについては推認できる。

しかし、A社が厚生年金保険新規適用事業所となった昭和41年4月12日から45年4月25日までの社会保険事務所保管の厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

また、A社には、申立期間当時の勤務実態を確認できる人事記録等の関係書類は残っていない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、ほかに申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月から 34 年 9 月 30 日まで

私は、昭和 33 年 4 月ごろから 5 年ほど A 社の寮に住み込みで勤務していた。同社在職中に運転免許を取得しており、健康保険証を使用した覚えもあるので、申立事業所が厚生年金保険に加入していた期間の申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、申立人が記憶している 4 人の同僚のうち一人は、申立期間において A 社の厚生年金保険の被保険者であることが確認できるところ、この同僚は申立人が申立期間当時に同社に勤務していたと証言しているとともに、申立期間当時の事業主らも申立人が申立期間当時に同社に勤務していたと証言していることから、申立人が同社に勤務していたことについては推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管している A 社の厚生年金保険新規適用日（昭和 32 年 2 月 1 日）から全喪日（34 年 9 月 30 日）までの厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

また、社会保険事務所の記録によると、A 社における厚生年金保険の被保険者 13 人の資格取得日は、12 人が新規適用日、残りの一人が新規適用日の翌月の昭和 32 年 3 月 1 日であり、それ以降の資格取得者は無いことが確認できるところ、申立期間当時の事業主は、「厚生年金保険には 2、3 年加入したが、保険料の滞納などにより脱退した。」と証言しているとともに、申立人と同時期に入社したとみられる同僚 3 人も、同社における厚生年金保険の加入記録は確認できないことから、同社は、同年 4 月以降に入社した者については厚生年金保険に加入させなかったものと認められる。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、申立ての事業所は既に全喪しており、申立期間当時の関連資料を得ることはできない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案 1127

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 3 月 22 日から 31 年 4 月 1 日まで  
私は、昭和30年3月22日にA所B支所に臨時作業員として採用され、31年4月1日からは同所の共済年金に加入している。  
共済年金加入前の申立期間について、社会保険事務所は被保険者記録が無いとしているが、厚生年金保険に加入していたはずであるので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が保管しているA所B支所の勤続年数算定調書により、申立人は申立期間にA所に臨時作業員として勤務していたものと認められるとともに、C厚生年金基金の年金加入期間確認通知書により、昭和31年4月1日に試用員となり、A所の共済年金に加入していることが確認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、A所B支所は、申立期間以後の昭和33年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A所B支所における共済年金の加入記録がある同僚のうち、共済年金の加入前から同局に勤務していたことが確認できた二人は、申立人と同様に共済年金加入前の期間については厚生年金保険の記録が無いことが確認できるところ、これらの者は、共済年金の加入前の期間は臨時作業員であったとしており、申立期間当時、A所では、臨時作業員については、共済年金及び厚生年金保険のいずれにも加入させていなかったものと思われる。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関係資料は無く、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 7 月 25 日から 11 年 12 月 16 日まで

私は、A社の事業主である。申立期間も会社は存続しており、厚生年金保険料を納付していたはずであり、厚生年金保険の記録が無いのは納付できない。保険料控除の事実が確認できるものは何も無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の厚生年金保険の新規適用日である昭和53年3月16日に厚生年金保険の資格を取得し、平成6年3月16日に資格喪失した後、再度、8年7月25日に資格取得し、12年11月29日まで被保険者であったと主張しているが、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無い。

また、社会保険事務所の記録によると、申立人は、平成6年3月16日及び12年11月29日のいずれの喪失時にも健康保険証を返納していることが確認できる。

さらに、B市の国民健康保険記録によると、申立人は、平成8年7月26日に国民健康保険に加入していることが確認できる。

加えて、申立期間は3年以上の長期にわたっており、申立人に係る被保険者資格の取得に係る届出や厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届のいずれの機会においても社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年8月1日から同年9月1日まで

私は、A社に昭和33年8月1日に採用されたが、厚生年金保険の加入記録によると、資格取得日は同年9月1日となっている。

昭和33年8月1日付けで採用されたことは間違いないし、同年8月以降の給与明細書もあるので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社が保管している「採用辞令案の写し」及び申立人が保管している給与明細書により、申立人が同社に昭和33年8月1日付けで採用されたことが確認できる。

しかし、A社が保管している「被保険者資格取得届」台帳の写しによると、申立人の資格取得日は社会保険事務所に記録されている昭和33年9月1日と同日であることが確認できる。

また、申立人が保管している昭和33年8月から10月までの給与明細書によると、厚生年金保険料が控除されているのは同年10月のみであり、同年8月及び9月は保険料が控除されていないことが確認できると共に、A社は、「保険料控除については翌月分の給与から控除していた。」としている。

さらに、昭和33年10月分給与から控除されている保険料は、申立期間当時の厚生年金保険及び健康保険の保険料1か月分と一致する。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。